



2025 年 3 月 吉日

医療関係者 様

2025 年度 公益財団法人 マルホ・高木皮膚科学振興財団
奨学寄付支援プログラム（皮膚科学領域）のご案内

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、公益財団法人 マルホ・高木皮膚科学振興財団（以下、当財団）では、定款にある「皮膚科学に関する大学講座への寄付」を「皮膚科学領域のすそ野を広げる・維持するための事業」と位置付け、2024 年度より奨学寄付支援プログラム（以下、本支援プログラム）の運用を開始しております。なお、本支援プログラムにつきましては、マルホ株式会社からの使途限定寄付を財源とします。

つきましては、**2025 年度の公募**につきまして下記の通りご案内申し上げます。

詳細及び公募につきましては、当財団ホームページ (<https://www.mt-hifukagaku.or.jp/grant/>) をご確認ください。

謹白

目的

当財団は、「創造的な研究の奨励等に関する事業を行い、皮膚科学の発展と国民の健康福祉の増進に寄与する」ことを使命として活動を行っております。この活動の一環として、当財団は、本支援プログラムを「皮膚科学領域のすそ野を広げる・維持するための事業」と位置付け、製薬企業とは異なる公益法人として、より透明性・公平性の高い寄付活動を目指し、活動を行って参ります。

また、さらなる透明性を図る観点から、奨学寄付の拠出に当たっては申請者の直接入力による Web 申請制度を導入しておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

対象施設

本支援プログラムの対象となる施設は、国内において、国（国立大学法人を含む）、地方公共団体（公立大学法人を含む）及び学校法人が運営する**大学の医学部・歯学部等またはその附属施設**とします。

対象研究

皮膚科学の発展に寄与する研究全般を対象とします。ただし、出捐企業であるマルホ株式会社の製品に関する臨床研究では応募できません。

申請者

上記、対象施設の**皮膚科学に関連することが明示された講座あるいは診療部門（皮膚科、皮膚科学講座等）**にて研究を行う最上位役職者で、ご自身が**日本皮膚科学会認定の皮膚科専門医**であることを要件とします。また、寄付講座等、他の法人の資金で設立・運営される講座等は対象外です。

申請入力者

申請サイトから入力される方で、申請者あるいは代理の方（お問合せ担当者）とします。

申請方法

申請サイトにログインの上、申請フォームに必須事項を入力の上、申請してください。2025 年度が初めての申請になる方は、申請アカウント・パスワードの登録（ID 登録）を行ってください（次年度以降は、ID 登録は不要です）。**申請内容が当財団で定める要件を満たしていない場合は、申請をお受けできません**ので、あらかじめご了承ください。

申請期間

申請期間は 2025 年 4 月 1 日 09:00 から 2025 年 5 月 31 日 17:00 までとします。なお、上記期間を過ぎた申請は受付できませんので、あらかじめご了承ください。

申請単位・申請回数

申請期間中、1 講座あるいは診療部門等につき 1 回のみとします。

寄付金額審査

審査は、Web 申請いただきました情報に基づき、「研究を遂行する力」「研究を企画する力」「研究を完遂する力」を評価し、寄付金額は、200 万円から 25 万円までの範囲で配分します。

審査結果の通知

2025 年 10 月末日までに申請入力者（cc 申請責任者）宛に審査結果をメールで通知します。

なお、審査基準、個別の審査内容の詳細、審査結果に対する異議申し立て及び審査後の助成先変更については、お受けすることができませんので、あらかじめご了承ください。

また、支援の可否にかかわらず、ご提出いただきました書類等の返却はできませんので、併せてご承認ください。

支援金の交付（申込み・支払い）

審査結果通知後、当財団より申請者所属研究機関に申し込みを行い、ご連絡いただいた口座に 2025 年 11 月以降に振り込みます。なお、振り込み時期は、手続きの進捗に応じて多少遅れる可能性があることをご了承ください。

用途について

対象の研究活動終了時点において、当財団からの支援金を使用されていない場合、または申請内容と異なる目的・活動に使用した場合（飲食等の不適切な目的での使用を含む）は、提供した支援金の全部または一部の返金をお願いすることがあります。

報告書のご提出

当財団からの支援金を使用した研究活動に関する報告書を申請サイトよりご提出ください。なお、報告書が未提出の場合は、翌年度の申請を受け付けることができませんので、あらかじめご了承ください（2024 年度に当財団の支援を受けられた場合、報告書提出の後に 2025 年度の申請ができます）。

注意事項

- 本支援プログラムは、申請に基づき支援させていただくものであり、当財団から支援を提案するものではありません。
- 当財団の本支援プログラムの運用は、マルホ株式会社とは関係のないものであり、マルホ株式会社の MR 等、担当者や当財団職員が本申請における代行及び奨学寄付に関する一切の問い合わせ等の取り次ぎを行うことはできません。
- 出捐企業であるマルホ株式会社の製品に関する臨床研究には使用できません。
- 本支援プログラムの支援金を受領された場合、施設名、講座（診療部門等）名、奨学寄付金額を当財団ホームページに公開いたします。また、受領者におかれましては、第三者より利益相反に関する情報を求められた場合、当財団よりの支援（奨学寄付金額等）に関し適切に開示してください。
- 登録いただいた情報は、当財団の「個人情報保護方針」に従って、本支援プログラムの手続きのみに使用します。

お問い合わせ

本支援プログラムに関するご質問については、奨学寄付支援プログラム内で受け付けます。正確性を期するため、電話によるお問い合わせは受け付けておりませんことをご了承ください。